

平成 27 年度 規約委員会活動報告

一般社団法人 日本小児血液・がん学会 定款施行細則

(評議員の選出)

第 1 条 評議員は正会員の中から選出される。

2. 評議員は以下の資格を有する者とする。

1) 各領域共通の申請資格

- (1) 日本小児血液・がん学会（以下「本学会」という）、日本小児血液学会または日本小児がん学会の会員歴が通算 8 年以上で、申請の時点で会費を完納している者。
- (2) 本学会において活発な学術的活動歴があること（以下の要件のいずれかを満たすこと）。
 - ① 本学会、日本小児血液学会または日本小児がん学会の学会雑誌に論文発表があること。
 - ② 本学会、日本小児血液学会または日本小児がん学会の学術集会に 2 回以上の発表（うち 1 回以上は筆頭演者）があること。
 - ③ 評議員等資格審査委員会（以下「審査委員会」という）が認める本学会における十分な活動実績があること。

2) 領域別申請資格

(1) 小児科領域（以下の要件のいずれかを満たすもの）

- ① 本学会の定める専門医で、かつ論文業績が所定の点数を満たす。
- ② 血液専門医で、かつ論文業績が所定の点数を満たす。
- ③ 小児科専門医かつ、がん治療認定医で、論文業績が所定の点数を満たす。

(2) 小児外科領域（以下の要件のいずれかを満たすこと）

- ① 本学会の定める認定外科医である。
- ② 日本小児外科学会指導医である。
- ③ 小児外科専門医で一定の小児がん手術経験を有し、かつ論文業績が所定の点数を満たす。

(3) 放射線科領域（以下の①及び②、または①及び③を満たすこと）

- ① 放射線診断専門医または放射線治療専門医もしくはそれと同等と認められる。
- ② 関連の学術研究実績がある（審査委員会審査）。
- ③ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。

(4) 脳神経外科領域（以下の①及び②、または①及び③を満たすこと）

- ① 脳神経外科専門医もしくはそれと同等と認められる。
- ② 関連の学術研究実績がある（審査委員会審査）。
- ③ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。

(5) 整形外科領域（以下の①及び②、または①及び③を満たすこと）

- ① 整形外科専門医もしくはそれと同等と認められる。
- ② 関連の学術研究実績がある（審査委員会審査）。
- ③ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。

(6) 病理領域（以下の①及び②、または①及び③を満たすこと）

- ① 病理専門医もしくはそれと同等と認められる。

② 関連の学術研究実績がある（審査委員会審査）。

③ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。

(7) 上記以外の臨床系領域（以下の①及び②、または①及び③、または①及び④を満たすこと）

① 各領域の基盤学会の専門医もしくはそれと同等と認められる。

② 学術研究実績がある（審査委員会審査）。

③ 十分な臨床実績がある。

④ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。

(8) 基礎医学領域（以下の①及び②を満たすこと）

① 専門的学術研究実績がある（審査委員会審査）。

② 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。

(9) 看護・医療職・支援領域（以下の要件のいずれかを満たすこと）

① 各領域の専門認定資格もしくはそれと同等と認められる。

② 専門的学術研究実績がある（審査委員会審査）。

3) 審査基準

(1) 学術的研究実績については申請内容に基づいて審査委員会が判定する。

(2) 論文業績は以下のとおりとする。

① 和文論文では筆頭著者のみを審査対象とする。

② 英文論文では筆頭著者と共著者（筆頭著者以外）を審査対象とする。

③ 抄録や報告書は除外する。

④ 論文業績の所定点数は別に定め、審査委員会が判定する。

(3) 手術実績は別に基準を定め、審査委員会が判定する。

(4) 申請書式、申請期間、論文業績の所定点数等の詳細についてはホームページ等で公示する。

3. 新たに評議員になろうとする者は所定の申請書、履歴書、評議員2名（1施設1名）の推薦および業績目録を指定された申請期間内に理事長宛に提出する。理事長は申請者の応募資格につき審査委員会に諮問することができる。

4. 評議員の定数は会員総数の200名以上400名以内とし、小児科、小児外科、放射線科、脳神経外科、整形外科、病理、基礎医学、看護・医療職・支援および上記以外の会員数を勘案し、専門領域および地域性に充分配慮して、理事会において議決する。

5. 評議員は理事会の議を経て総会で承認され、理事長によって委嘱される。

6. 評議員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とする。2期をこえて再任を希望するものは、別に定める期日までに指定の方法により申請を理事長宛てに提出するものとする。審査委員会は第2条にさだめる条件に基づき資格更新の可否を認定する。。

7. 第1項から第4項に定める者のほか、本学会の活動、運営に有意義と理事会で認められた者、若干名に対して、理事長が評議員を委嘱することができる。

（評議員の資格更新）

第2条 2期を越えて評議員の再任を希望するものは、次の各項に定められた条件をすべて備えてなければならない。

1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会に出席していること

2) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会で発表していること（共同演者可）

(評議員の資格喪失)

第3条 評議員は、次の場合にその資格を喪失する。

- 1) 評議員退任届が提出されたとき。
- 2) 正当な理由なしに2年連続で社員総会を欠席した場合。社員総会の出席は1年のうち少なくとも定時または臨時のどちらかに出席した場合には当該年度の社員総会に出席したものとみなす。委任状の提出は出席と認めない。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。
- 3) 社員総会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。
 - (1) 緊急対応を要する用件（緊急手術など突発的に発生した診療業務など）
 - (2) 社員総会より優先度が高いと考えられる用件（重要な会議など）

* 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない
- 4) 任期中に6歳の誕生日を迎えた者は、次期定時総会後、その資格を失う。

(理事の選任)

第4条 理事は定款第22条により評議員の中から立候補制によって選任される。

2. 選挙に先立って年齢制限等によって被選挙権を有さない評議員の中から理事会の推薦によって2名以上の選挙管理委員が選任される。
3. 選挙管理委員会は選挙の行われる3ヶ月前までにすべての選挙に関する日程を全会員に対して公示する。選挙管理委員の氏名も同時に全会員に公表される。
4. 理事の候補者になろうとする者は定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
5. 理事候補者が同時に理事長に立候補することはできるが、理事長に選任された場合は領域別理事候補者から除外される。
6. 細則第3条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。
7. 選挙管理委員会は、領域別の候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえ、領域別に選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。
8. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。
9. 全評議員に電子メールにより投票期間を通知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。
10. 選挙結果は即時、全評議員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。
11. 理事候補者が定数の領域は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。
12. 理事候補者が領域別定数に満たない場合は選挙管理委員会の答申により理事会が候補者を推薦することができる。
13. 候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、定時社員総会で抽選により当選者を選出する。
14. 領域別理事定数は以下のとおりとする。評議員は各自の所属する領域に限定されることなく、全領域の候補者に対して選挙権を有する。

1) 小児科領域	8名
2) 小児外科領域	4名
3) 放射線科領域	1名
4) 脳神経外科領域	1名
5) 病理領域	1名
6) 上記以外の臨床系領域	1名

7) 基礎医学領域 1名

8) 看護・医療職・支援領域 1名

15. 理事の任期は選出された年の定時社員総会日翌日から 2 年後の定時社員総会日までの 2 年間とし、連続して 2 期まで務めることができる。

16. 理事の改選は 2 年ごとに行い、再任の認められない理事または再任を辞退した理事数を各領域で選出する人数として改選する。ただし、補欠あるいは増員の場合はこの限りではない。

17. 任期満了の監事は連続して理事に就任できない。

18. 理事候補者は監事の候補者になることができない。

(監事の選任)

第5条 監事は定款第 22 条により評議員の中から立候補または推薦によって選任される。

2. 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。

3. 細則第 3 条 3) に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満 63 歳までとする。

4. 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第 4 条第 2 項で選任されたものがこれを務める。

5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる 2 ヶ月前までに学会ホームページ会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。

6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。

7. 理事会が総会に推薦する監事の定数は 2 名とし、2 名の連記投票とする。

8. 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは定時社員総会で抽選により当選者を選出する。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の 3 分の 2 を獲得しなければならない。

9. 選挙結果は即時、監事候補者として全評議員に通知する。

10. 選挙結果は総会へ報告し承認を得た後に学会ホームページに公表する。

11. 監事の任期は選出された定時社員総会日翌日から 2 年後の定時社員総会日までの 2 年間とし、再任を認めない。

12. 監事は理事ならびに職員を兼任できない。

13. 監事候補者は理事の候補者になることができない。

(理事長の選任)

第6条 理事長は理事候補者の中から立候補とし、理事長選挙は理事選挙に先立って行われる。

2. 細則第 3 条 3) に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満 63 歳までとする。

3. 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第 4 条第 2 項で選任されたものがこれを務める。

4. 理事長の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。

5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる 2 ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。

6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。

7. 理事長は有効投票数の過半数獲得者とする。候補者 1 名の場合は信任投票とし、有効投票数の 3 分の 2 の信任を得なければならない。複数の候補者で過半数獲得者がいない場合は上位 2 名で決選投票を電子投票で行う。

8. 選挙結果は即時、全評議員に通知され、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。
9. 理事長は選任された時点で領域別理事または理事候補者から除かれ、領域別理事の定数が補充されるものとする。
10. 理事長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。

(副理事長の選任)

第7条 副理事長は理事の中から理事長によって指名され、総会に報告される。

2. 副理事長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし連続再任は1回のみ認められる。

(理事会)

第8条 理事会は理事をもって構成する。

2. 理事長は理事会を招集し議長を務める。
3. 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。
4. 監事は理事会に出席し理事の業務遂行を監査するが、議決権はないものとする。
5. 会長、次期会長、次々期会長は理事会に出席することができるが、議決権はないものとする。
6. 理事長は必要に応じてオブザーバーを招聘できる。
7. 議事は出席した理事の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(学術集会)

第9条 学術集会は、会長主催のもと年1回開催する。

2. 学術大会での筆頭演者は本学会の会員であることを必要とする。但し、学生の場合は評議員の推薦があればこの限りではない。

(会長の選任)

第10条 会長は次期会長の任期満了を経て理事会によって選任され、総会に報告される。

2. 会長は学術集会の総括責任者として学術集会を主宰する。
3. 会長の任期は学術集会終了翌日から次期学術集会終了日までとする。

(次期会長の選任)

第11条 次期会長は次々期会長の任期満了を経て理事会によって選任され、総会に報告される。

2. 次期会長は会長を補佐し、会長に難あるときは、その職務を代行する。
3. 次期会長は会長の候補者となり、任期は学術集会終了翌日から次期学術集会終了日までとする。
4. 次々期会長が次期会長になることができない時は、別途定める手続きを経て理事会で選出する。

(次々期会長の選任)

第12条 次々期会長は評議員の中からの立候補制とする。

2. 候補者は定められた期日までに立候補届と文書による所信表明、履歴及び業績目録を理事会に提出する。

3. 候補者が複数の場合は理事会で選挙を行い、得票多数の者を当選人として総会に報告する。
4. 次々期会長は次期会長の候補者となり、任期は学術集会終了翌日から次期学術集会終了日までとする。

(学会誌)

第13条 学会誌は学術集会号を含めて年5回発行する。

2. 学会誌編集長は学会誌編集委員会の委員長がこれを務める。
3. 学会誌の編集ならびに発行に関する業務は学会誌編集委員会が所轄する。
4. 学会誌での筆頭著者は本学会の会員であることを必要とする。
5. Pediatric Blood & Cancer を本学会の英文オフィシャル・ジャーナルとする。

(委員会の設置)

第14条 理事会は定款第5条に基づいて各業務執行のために常設委員会を設置する。

2. 常設委員会は次のとおりとする。
 - 1) 庶務・財務委員会
 - 2) 規約委員会
 - 3) 評議員等資格審査委員会
 - 4) 倫理委員会
 - 5) 利益相反委員会
 - 6) 学術集会プログラム委員会
 - 7) 学会誌編集委員会
 - 8) 診療ガイドライン委員会
 - 9) 学会賞等選考委員会
 - 10) 研究審査委員会（附則5参照）
 - 11) 学術・調査委員会（附則6参照）
 - 12) 疾患委員会
 - 13) 看護委員会
 - 14) 教育・研修委員会
 - 15) 専門医制度委員会
 - 16) 社会・広報委員会
 - 17) 保険診療委員会
 - 18) 国際委員会
3. その他の委員会は必要に応じて設置することができる
4. 委員会の業務を遂行するにあたっての必要な委員会規程は別に定める。
5. 委員会規程は各委員会で策定し、理事会で承認を得なければならない。
6. 委員会の設置および改廃は理事会において議決し、総会に報告する。
7. 委員会の業務を遂行するにあたって委員会内に作業部会（ワーキンググループ；以下WGという）を設置することができる。
WGの設置については理事会の承認を必要とする。
8. WG委員の選任ならびに任期については、所属委員会の委員長の推薦により、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

9. WG長は所属委員会の委員長または委員長の指名する者がこれを務める。

(常設委員会)

第15条 委員長は原則として理事の中から、副委員長は評議員の中から理事長が委嘱する。

2. 委員長は、理事会ならびに総会に事業計画および事業報告を行い、承認を求めるべきである。

3. 副委員長は、委員長を補佐し必要なときは委員長の職務を代行する。

4. 委員長ならびに副委員長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。

5. 委員長または副委員長に欠員を生じたときは、理事会は後任を選任し、後任は前任の任期を務めるものとする。

6. 委員は原則として評議員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。

7. 委員は、常設委員会を2つまで兼任することができる。

8. 委員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連続2回までの再任が認められる。

9. 理事長は必要に応じて関連領域の専門家に委員（非会員の場合は「外部委員」という。）を委嘱することができる。

10. 外部委員の任期は2年とし、再任は妨げられない。外部委員の報酬については別に定める。

11. 第1項から第10項に規定するものは第14条2項11)の疾患委員会を除くすべての委員会に適用するものとし、疾患委員会については第16条に別に定める。

(疾患委員会)

第16条 疾患委員会の中に以下の小委員会を置く（附則7参照）。

- ① 造血細胞移植委員会
- ② 再生不良性貧血・MDS委員会
- ③ 血小板委員会
- ④ 止血・血栓委員会
- ⑤ 白血病・リンパ腫委員会
- ⑥ 組織球症委員会
- ⑦ 固形腫瘍検討委員会

2. 委員は、原則として評議員の中から公募し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3. 委員は小委員会を2つまで兼任できるものとする。別の委員会の兼任は認めない。

4. 委員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。

5. 委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され理事長により委嘱される。

6. 委員長ならびに副委員長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。

(理事長諮問委員会)

第17条 理事長は理事長諮問委員会を設置することができる。

2. 委員は理事長の指名とする。

3. 委員の任期は理事長の任期に準ずるが、委員の再任は妨げられない。
4. 委員は疾患委員会ならびに常設委員会の委員を兼任できる。
5. 委員は評議員資格を問われないが、評議員でない場合は理事会での承認を得るものとする。
6. 理事長は必要に応じて関連領域の専門家および有識者に委員（非会員の場合は「外部委員」という）を委嘱することができる。
7. 外部委員の報酬については別に定める。

(会員の入会)

第18条 会員は本会の目的に賛同する医師ならびに医学・医療・福祉に従事する者もしくは研究者、あるいは小児血液・がん医療の向上に寄与することに賛同する者とする。

2. 医師以外の者が入会を希望する場合は評議員1名による推薦書をつけて理事長あてに申請するものとする。

(準会員)

第19条 準会員歴は正会員歴とはならない。

(名誉会員の推薦)

第20条 名誉会員は、会長経験者あるいは理事または監事を務めた者で、この法人の発展に特別に功労のあった者の中から理事会が推薦し、総会で承認された個人とする。

2. 評議員資格の年齢制限により満65歳を超えた者を対象とする。

(会費の納入)

第21条 会員は、名誉会員を除いて毎年会費を納入しなければならない。

2. 会費は、正会員は年間12,000円、準会員は3,000円、賛助会員は年間1口100,000円とする。
3. 名誉会員は会費の納入を要しない。
4. 正会員と名誉会員は別途年間購読料3000円でPediatric Blood & Cancerのアクセス権を取得できる。
5. 評議員は会費とは別に年間3000円の評議員費を納入する。
6. 会員が継続して2年間会費を滞納した場合は、会員の資格を喪失する。
7. 会費を1年以上滞納した者へは学会誌送付およびアクセス権を停止する。
8. 6項によって会員資格を喪失した者が1年内に滞納した会費を納入し、かつ理事長宛てに会員継続についての要望書を提出した場合には、理事会での審議を経て会員資格の継続が認められる。

(休会)

第22条 会員は2年間を上限として休会することができ、休会期間中の会費納入は免除される。

2. 休会を希望する場合は、理由を明記した申請書（書式は問わない）を理事長宛てに提出し、承認を得ることとする。
3. 休会期間は年度ごとの申請とし単年度または連続2年度の休会申請が認められる。
4. 休会申請期間の終了と同時に自動的に会員に復帰となるため、休会期間を延長する場合は再申請が必要である。
5. 年度途中の会員復帰は可能であるが、その場合は復帰年度の年会費を納入し、かつ理事長あてに会員復帰についての申請書を提出することとする。
6. 学会誌の送付およびアクセス権が停止される。

7. 休会期間中の会員歴は継続されるが、選挙権、被選挙権、役員、評議員、委員会委員(及び専門医申請)の資格は停止される。

(学会活動停止処分)

第23条 会員は以下の各号の一に該当するときは理事会の決議をもって相当期間活動停止処分となり、理事会は理由を付した書面をもって本人に通知する。

- (1) 医師等の資格の一時停止処分を受けたとき。
- (2) その他理事会が必要と認めたとき。

(収支決算)

第24条 収支決算に関する書類は庶務・財務委員会が所轄し、理事長に報告する。

- 2. 収支決算は監事によって監査を受けた後、総会で議決されなければならない。

(細則の改廃)

第25条 この細則の改廃は定款第49条により理事会の議決を経て、理事長が総会に報告する。

<附則>

1. 理事長、理事及び監事の選出方法については、別に定める投票要領に従って行う。
2. 設立当初における理事及び監事の任期は平成27年11月28日までとし、次期理事及び次期監事の任期を平成27年11月29日から平成30年度定時総会までとする。
3. 会計年度が4月1日開始であるため、設立当年度の事業年度は設立日である平成27年11月2日から平成28年3月31日までとする。
4. 平成27年度事業年度が5ヶ月間となるため、第19条6項にさだめる会費滞納による会員資格喪失に関する規定は平成28年度の年会費より適用する。ただし、平成27年度年会費の納入は要する。
5. NPO小児血液・がん学会（以下「NPO学会」という）の臨床研究倫理審査委員会で審査中の案件は旧委員会で審議を継続する。本学会では外部の新規の臨床研究審査は受け付けない。本学会事業に関する調査研究等についての審査は研究審査委員会がこれを行う。
6. 学術・調査委員会はNPO学会における疾患登録委員会業務を引き継ぎ、疾患委員会の各委員会と協力して小児血液疾患及び小児がん領域の調査研究を推進する役割を担う。;
7. ①から⑥の疾患小委員会はNPO学会での当該疾患委員会の業務を継承する。
8. 設立初年度にあたって第4条14項に定める脳神経外科領域1名、上記以外の臨床系領域1名、看護・医療職・支援領域1名の計3名の理事選挙を施行する。
9. 平成27年度に就任した評議員及び委員会委員の任期を平成27年11月29日から平成30年度定時総会終了日までとする。

この定款施行細則は平成27年11月2日より施行する。